

さいたま市福祉3医療制度（子育て支援医療費、  
心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費）と  
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の  
運用に伴う想定事例集  
（柔道整復・鍼灸用）



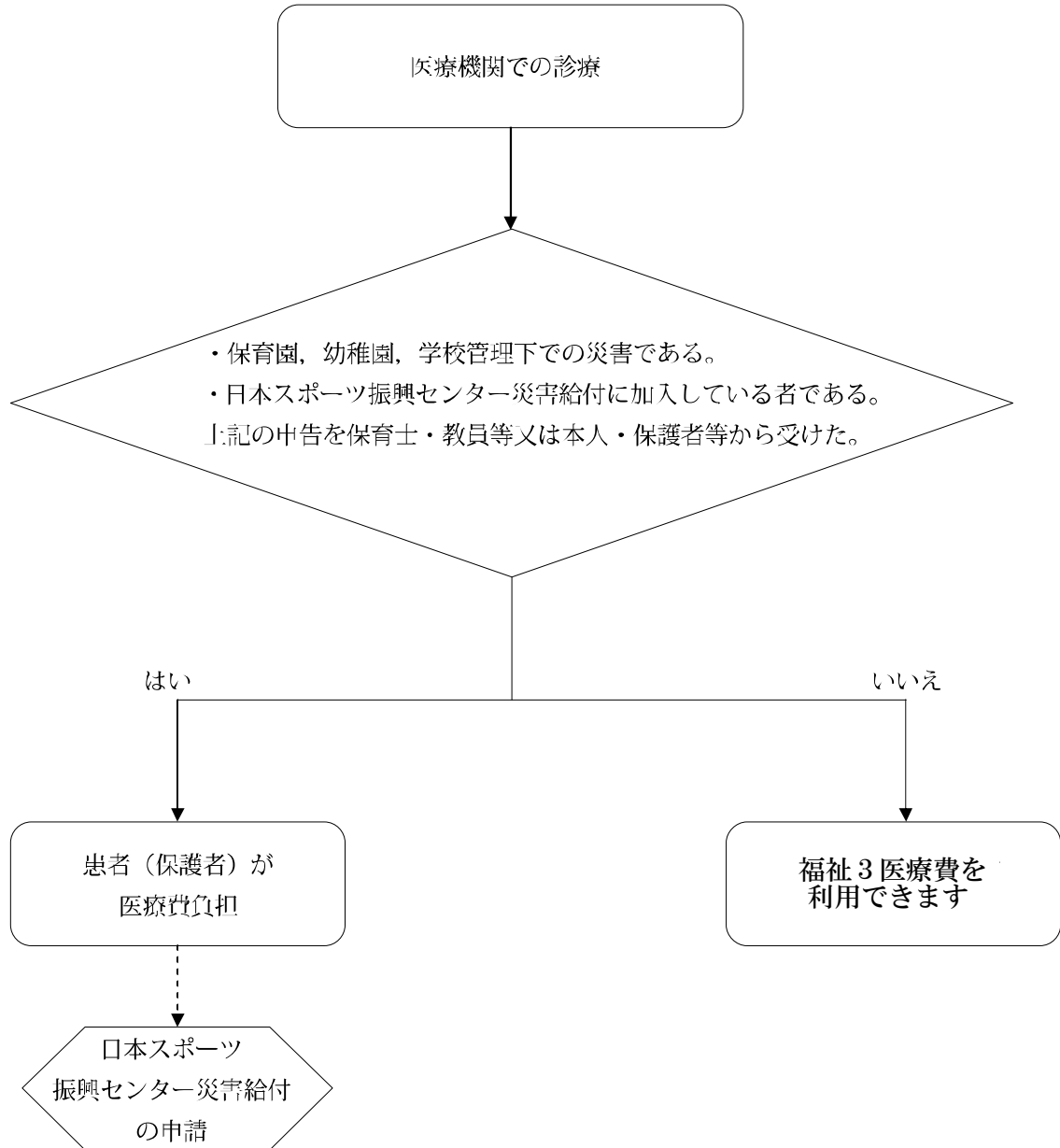
令和5年4月

さいたま市

子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課  
福祉局 障害福祉部 障害福祉課

## 医療機関窓口での事務取り扱い方法

◎保育園、幼稚園等の園児、小中学生、高校生(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療のみ)の受診について



凡例 → 医療機関での事務  
-.-▶ 受診者・学校等の作業

※ 事例3の場合及び、7の一部にあるような悪意のある第三者行為による受傷の場合はこの限りではありません。

## 事例 1

本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園での災害である旨を申告した場合。

- 
- ・学校等の管理下である旨の申告があった場合、窓口で医療費を請求してください。
- 

本人・保護者、又は教員・保育士等が「学校等の管理下である」旨を申告した場合は窓口で医療費を請求してください。（学校等の管理下の災害により受診する場合は福祉3医療費受給資格証を使用しないように周知徹底を図ります。）尚、学校等の管理下であることが判然としない場合は、福祉3医療費の適用対象となりますので、医療機関では窓口無料としてください。

生活保護世帯の医療費については学校等の管理下の災害であっても日本スポーツ振興センターの医療費給付の対象とはなりませんので、従来どおり生活保護の医療券で扱ってください。

## 事例2

学校等の管理下であるか判断できない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・学校等の管理下であるか判断ができない場合などの医療費は窓口無料化として対応してください。

---

本人等からの（学校等の管理下の災害である旨の）申告がない場合の医療費については、福祉3医療費の対象としてください。

尚、生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等の医療費については福祉3医療制度の対象とはなりませんので、従来どおり医療券や受診券で扱ってください。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付しておりません。

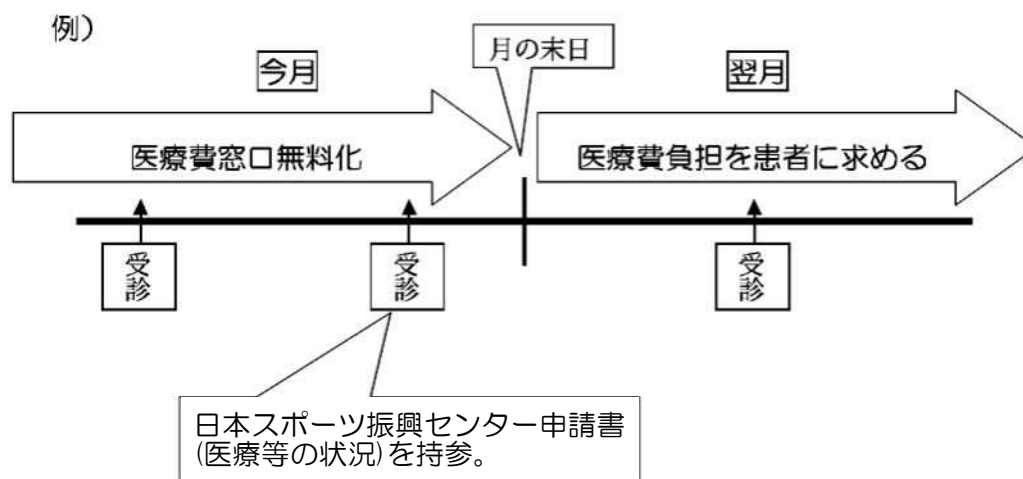
### 事例3

本人、保護者からの「学校等の管理下である」旨の申告が無く窓口無料と  
していた傷病等について、後日、日本スポーツ振興センターの申請書（医  
療等の状況）を持参した場合はどのように取り扱えばよいでしょうか。

- ・日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は持参した日の属する月までは窓口無料化として、翌月の診療からは医療費の請求をしてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合、該当の傷病は日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。よって、申請書（医療等の状況）を持参した月は窓口無料化で、翌月からは窓口負担を求めてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願いします。



【参考】 日本スポーツ振興センター申請書(医療等の状況)→添付資料1をご覧ください。

#### 事例4

以前より病気にて通院していましたが、学校等の管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。

---

・原則、学校等の管理下の傷病等は患者さんに医療費を請求していただくとともに、学校等の管理下ではない傷病等の場合は窓口無料としてください。ただし、医療費を請求する傷病等と、無料化となる傷病等で分割することが困難な場合は全額福祉3医療費の対象として扱って頂いて構いません。

---

医療費請求明細書への記載については、学校等の管理下の傷病（窓口負担を求めたもの）は記載せず、学校等の管理下ではない傷病（窓口負担を求めなかったもの：市福祉3医療へ3割分請求）のみ内容を医療費請求明細書に記載してください。本人若しくは保護者等が、日本スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は、従来どおり学校等の管理下の災害の医療費分を医療等の状況へ記載願います。

## 事例5

学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。

---

---

- 学校等の管理下でのけんか等による傷病等の場合は患者さんに医療費を請求してください。
- 
- 

学校等の管理下でのけんかによる怪我などは、基本的に日本スポーツ振興センターの給付の対象となります。

日本スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願いします。

## 事例6

学校等管理下にて持病等を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教職員等の付き添いあり）

---

・教職員等の付き添いがあっても日本スポーツ振興センター対象外の旨の申告があった場合は窓口無料化として対応してください。

---

学校管理下でも、持病の発症などの場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外となることがあります。

日本スポーツ振興センター対象外である旨、教職員等が付き添い時に医療機関窓口で申告した場合は福祉3医療費の対象としてください。（教職員等が医療機関に付き添う場合は学校等の管理下の災害であるか否かの申告を行うように周知徹底を行います。）



## 事例7

交通事故や、悪意のある第三者行為による受傷などで診療を行った場合。

---

---

・交通事故又は悪意のある第三者行為による受傷などの場合で、国保など健康保険の対象とならない場合は、福祉3医療制度も使用できません。

---

---

福祉3医療制度は保険診療を行った場合の本人の一部負担金を助成する制度ですので、国保など健康保険の対象外の診療では対象外となります。

また、保険診療が認められる場合であっても、学校等の管理下の災害等で、日本スポーツ振興センター災害給付の適用がある旨の申告を受けた場合は窓口で医療費を請求してください。

## 事例8

生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・日本スポーツ振興センターによる災害給付・福祉3医療制度ともに生活保護世帯に対する医療費給付又は助成を行っていません。従来どおり生活保護の医療券による対応としてください。  
※この場合でも患者又は保護者等が「障害診断書」などの書類の記入を依頼する場合がありますのでこの場合は同用紙への記入等、対応をお願いします。

---

生活保護世帯に関しては福祉3医療制度は対象外となり、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度共々医療費給付は行われないものの、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度では障害見舞金・死亡見舞金の給付があります。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付しておりません。

## 事例9

日本スポーツ振興センターの対象である旨の申告があり、医療費は患者に請求していたが、治癒までに施術料金等の総額が5000円（健康保険の適用を受けられるもの）を超過しなかった場合など、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられない旨の相談を患者から受けた場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。

- 
- ・ 医療機関発行の領収書等を添えて区役所で医療費申請の手続を行うことにより、福祉3医療制度から後日、医療費の払戻しが可能である旨お知らせしてください。
- 

上記の事例のように日本スポーツ振興センターの災害給付の対象でも、完治までにかかった医療費が少額であり、給付対象外と判断されてしまった場合は後日、福祉3医療制度において医療費助成を行う事が可能ですので、お住まいの区の保険年金課へのご案内をお願いします。この場合において、保険診療である医療費は福祉3医療制度の対象となりますが、文書料・薬ビン代・健康診断料など、保険診療とならないものは支給の対象外となります。

## 事例10

学校等の管理下での傷病も全て福祉3医療費の対象として無料とし、日本スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないでしょうか。

---

・各々二つの制度について、重複して給付を受けることはできないことが規定されていることから、学校等の管理下である旨の申告を受けた傷病については日本スポーツ振興センターの給付対象として、医療機関窓口では医療費の請求を行ってください。また、それ以外の傷病については福祉3医療費の対象として窓口無料化として対応してください。

---

日本スポーツ振興センターの施行令で、市町村の給付を受けた場合は「その受けた限度において、災害共済給付を行わない。」とされています。また、市の医療費助成制度を使用した場合、日本スポーツ振興センターの医療費申請に際しては市町村の医療費助成を利用した旨を報告することとなっています。

【参考】 重複して給付を受けることはできない規定→添付資料2をご覧ください。

# 医療等の状況

学校（保育所等）記入欄	
立	学校（園）
令和	年 月 分

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童 生徒等	氏名	男 女	平成 令和	年	月	日生				
負傷名	(1)	転 帰				中 止 医				
	(2)						継 続 中	治 癒	中 止	転 帰
	(3)									
手術 開始の 年月日	(1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日 (3) 令和 年 月 日	手術 終了の 年月日	(1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日 (3) 令和 年 月 日	手術 実日数	日					
手術の内容欄						計				
初検料	円	往療料	片道	km						
加算 休日・深夜・時間外	円	円×	回=	円						
初検時 相談支援料	円	加算 夜間・難路 暴風雨雪		円						
再検料	円	柔道整復 運動後療料	円×	回=	円					
整復・固定・施療料	円	固定料	円	施療料	円					
金属副子等加算	円		円			円				
手術を行った期間			回数	一回の料金						
後療料	月 日から		回	円						
金属副子等交換料加算	月 日まで		回	円	円					
温罨法料	月 日から 月 日まで		回	円	円					
冷罨法料	月 日から 月 日まで		回	円	円					
電療料	月 日から 月 日まで		回	円	円					
手術情報提供料						円				
その他						円				
備考										
手術金額合計					円					
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 住所 柔道整復師 氏名										
※ 決定	円 × $\frac{4}{10}$ =					円				
	合計					円				

- (注) 1 この医療等の状況は、柔道整復師から施術を受けた場合に使用すること。  
 2 ※印は、記入しないこと。  
 3 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格 A 4 縦型とすること。

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。（※該当する項目に☑をつけてください。）		
<input type="checkbox"/> 記入者* <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 学校(園) <input type="checkbox"/> 設置者 <input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 公費負担医療制度* <input type="checkbox"/> 利用なし (記入終了) <input type="checkbox"/> 利用あり (左欄記入)	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 子ども医療助成 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法* <input type="checkbox"/> その他 (利用している制度を記入) ( ) 自己負担額 (「利用あり」の場合に記入) 円

立	学校(園)
---	-------

## 医療等の状況

令和 年 月 分

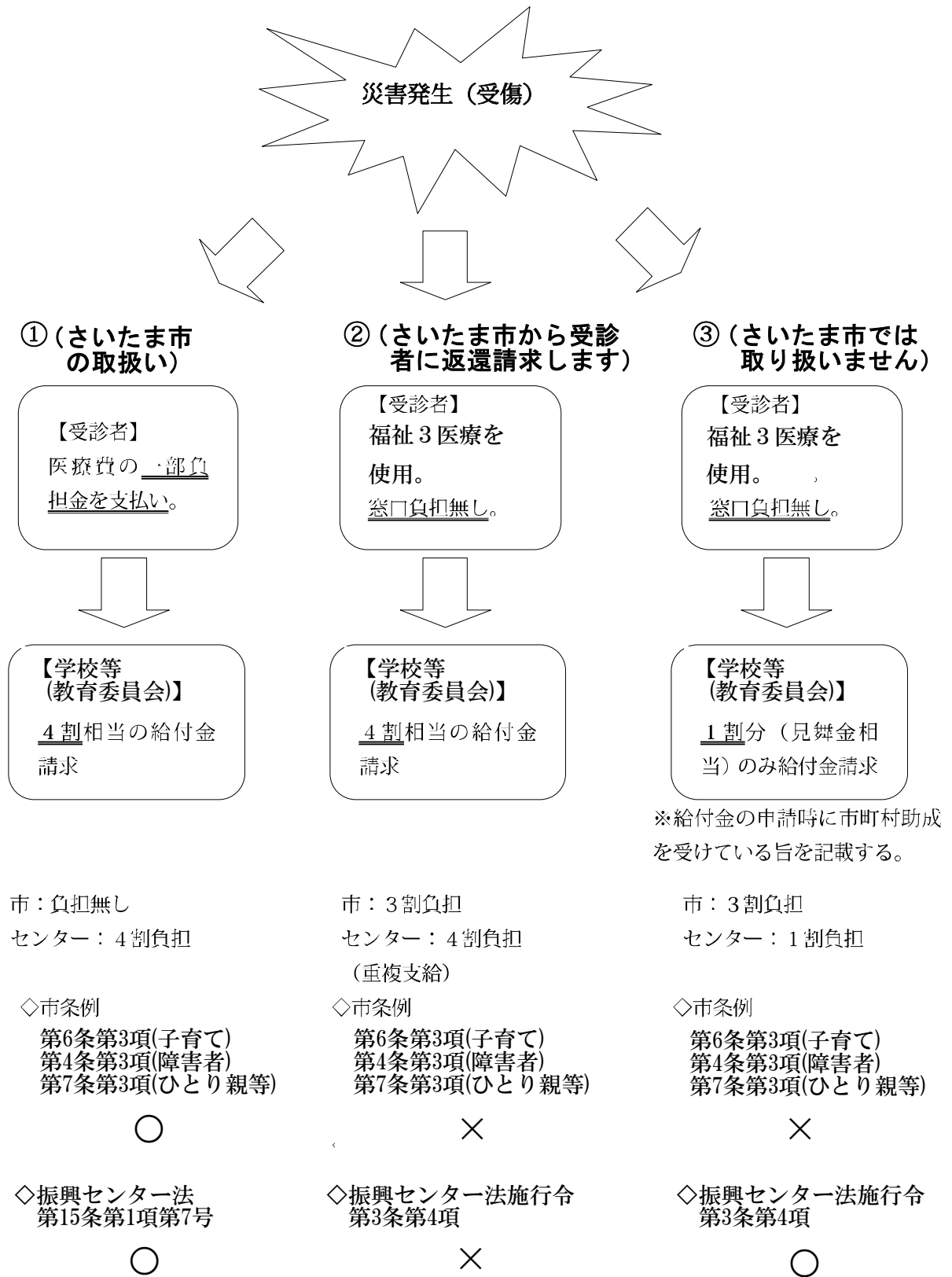
この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童生徒等	氏名	男 女	平成 令和	年	月	日	日生
傷病名	1.神経痛 2.リウマチ 3.頸腕症候群 4.五十肩 5.腰痛症 6.頸椎捻挫後遺症 7.その他( )	医師の同意年月日	令和 年 月 日		転帰		継続中
					治癒	中止	転医
施術開始の年月日	令和 年 月 日	施術終了の年月日	令和 年 月 日	施術実日数	日		
施術の内容欄							施術を行った期間
初検料	1.はり 2.きゅう 3.はり・きゅう併用	円					
施術料	はり	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から	日まで
	きゅう	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から	日まで
	はり・きゅう併用	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から	日まで
	電療料	1.電気針 2.電気温灸器 3.電気光線器具	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から
往療料	4kmまで	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から	日まで
	4km超え	円× 回= 円	円	月 日	月 日	日から	日まで
施術報告書交付料							円
備考							
施術金額合計							円
上記のとおり証明します。							
令和 年 月 日							
はり師 住所 きゅう師 氏名							
※ 決定	円 × $\frac{4}{10}$ =						円
							円
	合計						円

- (注) 1 この医療等の状況は、はり師及びきゅう師から施術を受けた場合に使用すること。  
 2 ※印は、記入しないこと。  
 3 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

<b>【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。(※該当する項目に☑をつけてください。)</b>			
◎ 記入者* <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 学校(園) <input type="checkbox"/> 設置者 <input type="checkbox"/> 医療機関	◎ 公費負担医療制度* <input type="checkbox"/> 利用なし (記入終了) <input type="checkbox"/> 利用あり (右欄記入)	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 子ども医療助成 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法* <input type="checkbox"/> その他 (利用している制度を記入) ( )	
自己負担額 (「利用あり」の場合に記入)			円

学校等管理下での災害時、給付の請求の流れ





### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

～ 中略 ～

- 七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

### さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例

(子育て支援医療費助成金の支給)

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金(以下「子育て支援医療費助成金」という。)として、一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、子育て支援医療費について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

### さいたま市心身障害者医療費支給条例

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者(以下「受給資格登録者」という。)に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、医療費助成金を支給しない。

### さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年八月八日政令第三百六十九号）

第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

～ 中略 ～

- 4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第七号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。  
ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
- 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。